

# 限度額適用認定証をご利用ください!



**限度額適用認定証とは** 医療機関でのお支払が自己負担限度額までで済みます

入院する必要があるので  
医療費の支払いが  
心配だ...



月々の外来診療の  
医療費が  
高額になりそうだ...



そんなとき——

保険証と併せて  
**限度額適用認定証を**  
病院に提示すると

各医療機関ごとの窓口でのお支払いが  
「自己負担限度額」までとなり

**窓口でのお支払い額が  
軽減されます!**

医療機関窓口でのお支払いが高額な負担となった場合には、ご申請により自己負担限度額を超えた額(高額療養費)が払い戻されますが、窓口での医療費の支払いは大きな負担になります。



そこで、70歳未満の方が入院や外来で診療を受ける場合に、限度額適用認定証を保険証と併せて医療機関窓口提示すると、入院時等の1ヶ月(1日から月末まで)の窓口\*1でのお支払いが自己負担限度額\*2までとなり、**窓口でのお支払い額が軽減**されます。

なお、**70歳以上の方は「高齢受給者証」を保険証と併せて提示することにより、窓口でのお支払いが自己負担限度額まで済みます。**

※1 保険医療機関(入院・外来別)、保険薬局等それぞれで自己負担額を計算します。

※2 自己負担限度額は、6ページをご覧ください。同月に入院や外来で複数受診がある場合などは、高額療養費の申請が必要になることがあります。(保険外負担分(差額ベッド代など)や入院時の食事負担額等は対象外です)

## ? 実際にどれくらい窓口負担になるの?

『総医療費 100万円 区分:ウ 窓口負担:3割』  
の方の場合

### 限度額適用認定証を**利用する**場合

**自己負担額 87,430円を支払**

80,100円  
+  
(総医療費1,000,000円-267,000円)×1%

高額療養費の払い戻し分(212,570円)が医療機関窓口で精算されるため、窓口でのお支払いが自己負担限度額まで済みます。

### 限度額適用認定証を**利用しない**場合

**自己負担額 300,000円を支払**

総医療費 1,000,000円×3割

高額療養費支給申請書をご提出いただきますと、**あとで212,570円が払い戻されます。**

# 窓口での支払額(自己負担限度額)はどれくらいになるの?

被保険者の所得区分別 自己負担限度額(70歳未満の方)

被保険者の所得区分	自己負担限度額	多数該当 <sup>※3</sup>
<b>区分ア</b> (標準報酬月額83万円以上の方)	252,600円 + (総医療費 <sup>※1</sup> - 842,000円) × 1%	140,100円
<b>区分イ</b> (標準報酬月額53万円～79万円の方)	167,400円 + (総医療費 <sup>※1</sup> - 558,000円) × 1%	93,000円
<b>区分ウ</b> (標準報酬月額28万円～50万円の方)	80,100円 + (総医療費 <sup>※1</sup> - 267,000円) × 1%	44,400円
<b>区分エ</b> (標準報酬月額26万円以下の方)	57,600円	44,400円
<b>区分オ(低所得者)<sup>※2</sup></b> (被保険者が市区町村民税の非課税者等)	35,400円	24,600円

※1 総医療費とは保険適用される診療費用の総額(10割)です。

※2 「区分ア」または「区分イ」に該当する場合、市区町村民税が非課税であっても、標準報酬月額での「区分ア」または「区分イ」の該当となります。

※3 【多数該当とは】療養を受けた月以前の1年間に、同一世帯で3ヶ月以上の高額療養費の支給を受けた(限度額適用認定証を使用した場合も含む)場合には、4ヶ月目から「多数該当」となり、自己負担限度額が軽減されます。

## 限度額適用認定証の発行までの流れ

70歳以上75歳未満の方はご申請の必要はありません



- 1 入院等が決まったら、協会けんぽのホームページ等にある「健康保険限度額適用認定申請書」に必要事項を記入して、ご加入の協会けんぽ都道府県支部へ郵送にて申請してください。  
提出の際には、療養を受けられる方の**保険証の写し**を添付してください。
- ↓ 一週間程度 ↓
- 2 申請書に記入いただいた送付先へ、限度額適用認定証をお届けします。
- 3 受診するときに保険証と併せて限度額適用認定証を提示すると、窓口での支払いが自己負担限度額までで済みます。

- 被保険者が低所得(「区分オ」に該当する者)に該当する場合は、「健康保険限度額適用認定申請書」では申請できません。「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書」でご申請ください。
- 限度額適用認定証の有効期間は、申請書を受け付けた日の属する月の1日(資格を取得した月の場合は、資格取得日)から最長で1年間の範囲となります。申請書受付月より前の月の限度額適用認定証の交付はできません。日程に余裕を持ってご申請ください。

## 申請書記載 ここがポイント!

### 限度額適用認定申請書

- 家族が対象者の場合、「認定対象者欄」に記載がありますか?
- 「療養予定期間」の記載がありますか?  
(始まりの年月の記載で、申請月以前の期間を記載していませんか?)

### 限度額適用・標準負担額減額認定申請書

- 「長期入院の有無」について、チェックがありますか?
- 長期入院の場合、「入院期間」や「入院した保険医療機関等」の記載がありますか?  
(長期入院の場合、入院期間を証明する書類等の添付が必要です。)

★詳しくは、協会けんぽのホームページをご覧ください。協会けんぽ都道府県支部へお問い合わせください。